

平成 17 年 4 月 8 日
国 海 安 第 2 号
国 海 査 第 6 号
国 海 働 第 1 号

(社) 日本船舶品質管理協会
会長 板澤 宏 殿

国土交通省海事局
安全基準課長 石田 育男
国土交通省海事局
検査測度課長 澤山 健一
国土交通省海事局
船員労働環境課長 後藤 洋志

船舶保安認定書等交付規則の制定について

標記について、船舶保安認定書等交付規則(平成 17 年国土交通省告示第 423 号)が平成 17 年 4 月 8 日付けで公布されましたところ、その概要と併せ別添送付しますので、関係各位に周知方よろしくお取り計らい願います。

船舶保安認定書等交付規則の制定について

平成 17 年 4 月
安全基準課
検査測度課
船員労働環境課

1. 背景

船舶及び港湾施設の保安の確保を目的として、2002 年 12 月に国際海事機関において改正された「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約(以下「SOLAS 条約」という。) 附属書」を担保するために、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(以下「国際船舶・港湾保安法」という。)」が第 159 回国会で成立し、昨年 4 月 14 日に公布され、昨年 7 月 1 日から施行された。

一方、SOLAS 条約第 XI 2 章及び ISPS コード(以下「ISPS コード等」という。)非適用船舶に対し、ISPS コード等と同等の保安措置の実施を求める寄港国も存在することから、これらの国に入港予定のある ISPS コード等非適用船舶の所有者から ISPS コード等と同等の保安措置を実施していることを証明して欲しい旨の要望が寄せられているところである。

この要望に応えるため、国際船舶・港湾保安法非適用船舶の所有者に対し ISPS コード等に適合している旨を認証する任意制度を創設することとする。

2. 内容

適用船舶

国際船舶・港湾保安法が適用されない船舶の所有者で ISPS コード等に適合している旨の認証を希望する者を対象とする。

適用する基準

国際船舶・港湾保安法第 5 条から第 10 条までに規定される船舶の保安の確保のために必要な措置を講じさせるものとする。

検査及び国際船舶保安認定書等

国際船舶・港湾保安法第 11 条から第 17 条までの規定と同等の規定を置くこととし、定期検査に合格した船舶に対して船舶保安認定書を、臨時航行検査に合格した船舶に対して臨時船舶保安認定書を交付することとする。

3. スケジュール

公布・施行：平成 17 年 4 月 8 日

(参考添付)

第三号様式(第六条関係)

船舶保安認定書
INTERNATIONAL SHIP SECURITY CERTIFICATE



日本国
JAPAN

第.....号
Certificate No.....

船舶保安認定書等交付規則第 6 条第 1 項の規定により交付する。

Issued to the following ship to which the INTERNATIONAL CODE FOR
THE SECURITY OF SHIPS AND OF PORT FACILITIES (ISPS CODE) does not apply,
and which complies with the provisions of the ISPS CODE on a voluntary basis
Under the authority of the Government of Japan,

船名

Name of ship :

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters :

船籍港

Port of registry :

船舶の種類

Type of ship :

総トン数

Gross tonnage :

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number :

所有者の氏名又は名称及び住所

Name and address of the owner :

会社の氏名又は名称及び住所

Name and address of the Company :

この認定書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY :

- 1 この船舶の保安システム及びいかなる保安設備も、船舶保安認定書等交付規則第 5 条の規定に基づき検査されたこと。

that the security system and any associated security equipment of the ship has been verified in accordance with section 19.1 of part A of the ISPS Code ;

- 2 この検査の結果、この船舶の保安システム及び関連するいかなる保安設備も、全ての事項について満足なものであること並びにこの船舶が船舶保安認定書等交付規則の規定に適合していることが明らかになったこと。

that the verification showed that the security system and any associated security equipment of the ship is in all respects satisfactory and that the ship complies with the applicable requirements of chapter XI-2 of the Convention and part A of the ISPS Code ;

3 この船舶に承認された船舶保安規程が備え置かれていること。
that the ship is provided with an approved Ship Security Plan.

本認定書は.....年.....月.....日の定期検査に基づくものとする。
Date of initial/renewal verification on which this certificate is based.....

この認定書は、船舶保安認定書等交付規則の規定による検査が行われることを条件として
.....まで効力を有する。
This Certificate is valid untilsubject to
verifications in accordance with section 19.1.1 of part A of the ISPS Code.

この認定書は、.....を条件として効力を有する。
This Certificate is valid subject to.....
.....において交付した。
(認定書の交付の場所)

Issued at.....
(Place of issue of the Certificate)

交付の日付.....
Date of issue.....

.....
(signature of the duly authorized
official issuing the Certificate)

国 土 交 通 大 臣
地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所
沖 縄 総 合 事 務 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 海 運 事 務 所 長

(印章)

~ 以下省略 ~